

方向に向つて力をててかんとするものである。

次に我々は失業対策として感得て消極的な手段であるに不拘此の失業保険制度を強調提唱するかと云ふに現行他の諸々の如何なる手段（失業救済和東失業防止策）と云へども多くは其の實行性を感得がさると雖も感得て難力なるが故である。

失業の危機に際されてゐる多数の者が一定額（半）の保険を行ひ之を失業の發生せしむる旨の交付たる損害を負担せんとする失業保険は而外國に於ては古くから法に依つて實施せられてきたに二、三の外國の例を掲げて見る。

- 一、獨逸に於ては一九二〇年以來數回に且つて提議せられた失業保険法は一九二八年提出六回目に於て議會をパスしたとして一九二七年法律として公布せられたそれ以來現在まで感得の修正を経て今日に至つたのでありかくて獨逸失業

は法の制定以來それに依つて救はれる處多大なりしと贊へるだらう保險の資金は國家雇主労働者の三者より掛け其の内労働者の掛金は極めて少量であつた保險給付は本人給付と家族給付と制定せられてゐた

- 二、英國に於ては一九一一年法律に依つて制定せられた失業保険法は一九一二年より其の實施を見た其の法に依れば掛金は毎週雇主二ペンス半政府一ペンス三分の一労働者二ペンス半と規定せられてゐた保險給付金は毎週男七シリング女六シリングとして給付期間は最長十五週を限度とされてゐたその後一九二一年には失業労働者家族（臨時給付）法の制定一九三〇年の改正かく現存までに數回の改正を加へられしもそれ等の法に於て（一九一一年法、一九二〇年及二一年法、一九三〇年法）本質的に異なる所はなかつたが只煩